

## 令和6年度静岡県動画アーカイブ制作業務委託 企画提案募集要領

この要領（以下「本要領」という。）は、静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課が実施する「令和6年度静岡県動画アーカイブ制作業務委託」について、契約候補者を特定するための企画提案募集を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### 1 業務内容等

#### (1) 業務目的

県内外（国外を含む）の旅行者へ静岡県の魅力を伝え県内の周遊促進につなげるため、県内の景観や観光施設を動画で撮影し、広報用素材としての動画アーカイブ資料を制作する。

#### (2) 実施業務等

別添「令和6年度静岡県動画アーカイブ制作業務委託仕様書」のとおり。

#### (3) 委託期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

#### (4) 契約限度額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### 2 企画提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県が発注する一般業務の委託に係る競争入札参加資格において、競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格の審査を受けて参加資格を認められる予定である者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

### 3 応募手続

#### (1) 応募期間

令和6年7月1日(月)から令和6年7月12日(金)午後3時まで(必着)

#### (2) 応募方法

持参又は郵送により、必要書類(下記(4)参照)を提出すること。持参の場合における受付時間は平日の午前9時から午後5時までの間とする。(7月12日は午後3時まで)

#### (3) 提出先

後述の「9 提出先、問合せ先」を参照

#### (4) 必要書類及び必要部数

ア 業務企画書(様式第1号)…5部(正本1部、写し4部)

イ 業務計画書(様式第2号及び企画提案の内容(様式自由))…5部(     "     )

ウ 法人の登記簿謄本の原本(履歴事項全部証明書)…1部

エ 事業概要等(パンフレット等、応募者の事業概要が分かるもの)…5部

※ア、イの書類は、1セットずつクリップ止めにすること。

※ア、イの書類の電子データをCD-R等の電子データに記録のうえ、併せて提出すること。

#### (5) 様式等の入手方法

下記からダウンロードすること。

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/index.html>

#### (6) 応募に係る留意事項

##### ア 応募件数

1者が応募する件数の上限は1件までとする。

##### イ 応募書類の返却について

応募書類は、原則として返却しない。

##### ウ 有識者・関係機関への照会

提出された応募書類は、意見を聴取するために、第三者に閲覧させることがある。また、応募書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

##### エ 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する場合は、辞退書(様式第4号)を提出すること。

##### オ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募する者の負担とする。

##### カ 応募書類の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合や、記載漏れ、虚偽の記載、不整合等がある場合は、応募書類を無効とすることがある。

### 4 参加表明書の提出

提案参加希望者は、参加表明書(様式第3号)を提出すること。参加表明書の提出がない者の参加は認めない。

(1) 提出期限

令和6年7月8日（月）午後5時まで（必着）

(2) 提出方法

電子メールにて受け付ける。なお着信を担当者に電話で確認すること。

電子メールの件名は「令和6年度静岡県動画アーカイブ制作業務委託に係る参加表明書の提出について」とすること。

(3) 提出先

後述の「9 提出先、問合せ先」を参照

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は、辞退書（様式第4号）を「3

(1) 応募期間」に提出すること。

## 5 質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

質問は、質問書（様式第5号）により行うものとし、電子メールにて受け付ける。なお、着信を担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「令和6年度静岡県動画アーカイブ制作業務委託に係る質問書の提出について」とすること。

ア 受付期間：公募開始日から令和6年7月8日（月）午後5時まで

イ 提出先：「9 提出先、問合せ先」を参照

(2) 質問に対する回答

回答は、令和6年7月9日（火）までに、下記ホームページに掲載する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答し、表現を一般化した上で公表できるものについてはホームページに掲載する。

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/nyusatsusports/index.html>

## 6 契約候補者の特定（書面審査）

応募者を対象に、表に掲げる評価項目に基づき審査委員による評価を行い、審査委員の協議により契約候補者を特定する。

書面審査は3（4）に掲げる書類により行う。ただし、必要に応じて、質問・ヒアリングを行うことがある。

契約候補者に対しては、書面審査実施後3日以内に、特定通知書により通知する。

契約候補者に特定されなかった者に対しては、書面審査実施後3日以内に、特定されなかった旨を書面（非特定通知書）により通知する。

(表)

評価項目・評価基準		配点
1	事業の理解度	
	企画内容が、事業の趣旨・目的に適合しているか。	10
2	撮影・編集	
	可能な限り多くの撮影箇所数を想定しており、その撮影対象は静岡県魅力を伝えるために適切な選定となっているか。	20
	業務スケジュールは適切なものであるか。	10
	動画の画質は、大画面に投影しても耐えられる画質が見込まれるか。	20
	動画の時間配分や構成は、広報用素材として適切なものであるか。	20
3	経費見積りの妥当性	
	事業内容に見合った経費見積りとなっているか。	10
4	その他	
	本事業に類する事業に対し十分な実績を有しており、その知識、ノウハウ、経験等を本事業に活かされることが期待できるか。	10
合計		100

## 7 契約の締結

### (1) 契約方法

契約候補者は、静岡県と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容を基本とするが、契約候補者と静岡県との協議により最終的に決定する。

なお、契約候補者が正当な理由なく静岡県と契約しないとき、又は協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会で次点となった者と契約内容についての協議を行った上で、契約を締結するものとする。

### (2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

### (3) 労働関係法令遵守に関する誓約書の提出について

契約候補者は静岡県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。

なお、公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出させ、その写しを契約担当者に提出すること。

労働関係法令等遵守の誓約書については、下記ホームページを参照すること。

(URL : <https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/zaiseisuito/suito/1030352.html>)

## 8 その他

### (1) 著作権等

本業務にかかる一切の成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は県もしくは県が指定したものに無償譲渡するものとする。

### (2) 秘密保持等

・ 静岡県個人情報保護条例（平成14年静岡県条例第58号）及び静岡県情報セキュリティ

イ基本方針に十分留意すること。

- ・ 万が一、個人情報の漏洩に伴い静岡県に損害が発生した場合は、受託者はその一切の責任を負うものとする。
- ・ 秘密保持は、業務完了後も有効に存続する。

(3) 委託事業の成果品

ア 納品物

- ・ 動画データ一式

イ 提出期限

令和7年3月31日(月)

(4) 選定結果に対する説明

選定されなかった者は、選定結果について、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 受付期間

令和6年7月29日(月)午前9時～令和6年8月2日(金)午後5時

イ 質疑方法

電子メールにて受け付ける。なお着信を担当者に電話で確認すること。電子メールの件名は「令和6年度静岡県動画アーカイブ制作業務委託に係る選定結果について」とすること。

ウ 回答方法

回答方法(書面、口頭等)については、県担当者との相談のうえ、決定する。

**9 提出先、問合せ先**

静岡県スポーツ・文化観光部観光交流局観光政策課企画班

住所：〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号(静岡県庁東館11階)

電話：054-221-2858 FAX：054-221-3627

E-mail：kankou2@pref.shizuoka.lg.jp